

漁業経済学会 短 信

「漁業経済学会第44回大会に参加して」

鹿児島大学大学院 鳥居享司

日本の水産物輸入を巡る状況は、輸入相手先の資源枯渇が顕著になったり、経済発展による自国内消費の増加などの要因で年々悪化している。日本にとって輸入体制の整備とともに、自国資源をどのように管理し、有効に利用するかが重要な課題になっている。今大会のシンポジウムは、「TAC制度と沖合漁業管理」をテーマに取り上げ、新しい資源管理方策について活発な議論が行われた。その内容は極めてタイムリーであった。

資源管理については、これまで様々な角度から議論されており、本学会においても、第35回大会のシンポジウムテーマとしてとりあげられた。当時は、「一定の補給尾数の資源から得られる通年漁獲量を最大化するにはどのような漁獲がよいか」が議論の焦点であった。高い漁獲量水準を継続的に維持するために過大な漁獲を抑制して漁獲後の生存親魚個体数を最適化することを目的とするMSY手法、網目規制・禁漁期の設定を通じて、資源保護と同時に漁獲

サイズ拡大による経済的効果をねらった努力量削減型の方策、激しい漁獲競争を排除するための集団操業体制—プール制—などが議論された。これらの手法は、漁家経営を強く意識し、どちらかと言えば、経済的要因を強く反映した資源管理方策であった。

しかし近年、従来の間接的方法では技術発展による漁獲量の過大化に対応できなくなったことや、国際的に徹底した資源管理を行う気運が高まったことなどから、わが国でも、従来の間接的管理手法から総漁獲量規制という直接的な手法への転換が求められるようになった。TAC制度という直接的な管理方策は、資源管理と同時に経済効率を念頭においた従来の管理方策とは一線を画すものであり、本格的な資源管理方策になりえるものである。ただ、わが国にとってTAC制度という直接的な手法は未経験のものであるため、様々なトラブルが考えられる。

TAC制度を有効に運用するためには、TAC対象魚の漁獲データを迅速に収集する体制が必要である。わが国では、データ収集を漁協が行っているが、収集速度に難点があるため、情報収集体制を整備する必要がある。また、篠原氏の指摘のように、漁業法による資源管理とどのように接点を持たせるのかも重要な論点である。

次に、TAC制度を単独で導入すると、「早いもの勝ち」的過当競争や投棄魚の増加などが予想される。このため、黒沼氏が指摘したように、他の管理手段

目 次

- 1, 漁業経済学会第44回大会に参加して
- 2, 漁業経済学会シンポジウム印象記
- 3, 漁業経済学会第44回大会大会報告
- 4, 在京理事会報告
- 5, 事務局からのお知らせ

と組み合わせることも検討する必要がある。ただ、管理を漁協に任せるのか、他の新たな団体に委任するのかという根本的な課題が残されている。

TAC導入を国際的なレベルで捉えてみると、わが国は、中国・韓国との間に複雑な領海問題を抱えており、東シナ海・黄海では200海里を明確に示すことができていない。当海域での資源悪化が目立っており、3カ国の漁業の実態を把握した上で、国際的な資源管理を行う必要がある。中国・韓国の漁業については、片岡氏から紹介があり、今日的課題と問題が指摘された。多屋氏からは、不合理漁獲の発生の背景と問題点について触れ、東シナ海・黄海での資源管理は、領海設定合意の困難性、労賃コストの格差、

資源利用方式の違いなどから、資源管理の論点を不合理漁獲に向けた方が得策であることが紹介された。

今回のシンポジウムでは、国際的に導入の進む新しい資源管理方策であるTAC制度について、制度導入の背景から問題点まで幅広い議論が行われ、TAC制度を巡る議論は緒についたばかりである。また、TAC対象魚をどのように配分するかも重要な論点であろう。漁協単位にするのか、それとも新しい割当基準団体が必要なのか、いわばTAC制度の根幹に関わる問題である。今後、議論された事柄を個々に解決する必要があるが、従来の漁業だけにとらわれず、斬新な方法を模索することも含めて検討する必要があると考える。

「漁業経済学会シンポジウム印象記」

鹿児島大学 松田恵明

はじめに

1997年度の漁業経済学会第44回大会は5月31日から6月1日の2日にわたって東京水産大学で開催された。大会シンポジウムには2日目があてがわれ、そのシンポジウムは「TAC制度と沖合漁業管理」であった。

我が国も1996年7月20日に国連海洋法を批准し、1997年1月1日からTACがマイワシ、マアジ、サバ類、サンマ、スケトウダラ、ズワイガニの6魚種に適用されることとなった。遅きに失した感はあるが、このようなテーマが今回漁業経済学会で取り上げられたこと自体に意味がある。

最初に東水大の小野氏から「これまで本漁業経済学会では本格的にTACについての議論をしたことはないが、今後議論を深めていく必要がある。今年是我が国のTAC元年にあたり、TAC制度とそれが適用されたばかりの沖合漁業の管理問題に焦点を絞り、前半はTACの特徴について、後半は国際漁業管理と大中型巻き網漁業管理について報告とコメントを準備した。その後、一般討論の場をもって、我が国のTAC問題に関する議論を深めていければ幸いである。」という趣旨説明があった。

報告は①水産庁篠原氏の「TAC制度の成立と背景」、②中央水研黒沼氏の「諸国のTAC管理：課題と可能性」、③長崎大 片岡氏の「東シナ海・東海における200海里規制と漁業の再編動向」、④東水大 多屋氏の「TAC制度と沖合漁業の管理の現代的課題」であり、それぞれの報告に対し、東水大の馬場氏、三重大学の佐久間氏、鹿大の斐氏、八戸大の服部氏がコメントを行なった。その後一般討論は東水大の小野氏と鹿大の山尾氏の司会で締めくくられた。

1、報告の論点

第1報告で、直接TAC制度の成立過程をつぶさに体験してきた水産庁の篠原氏は「我が国におけるTAC法(海洋生物資源の保存及び管理に関する法律)の成立の背景には、1982年に調印され1994年11月16日に発効した国連海洋法条約、日本沿岸域における韓国・中国漁船の操業激化と沿岸資源枯渇があり、TAC法の導入に当たっての検討課題としては①減船補償問題、②漁業法との斉合性問題、③韓国及び中国との漁業協定の改定問題、④漁業権漁業との調整問題があった」ことを指摘した。

そして、約2年間の検討の結果、日本の実情に合わ

せた世界的にもユニークなTAC制度が設立したことを強調した。その特徴は、①漁業者の自主性に任せた資源管理協定制であること、②地域性の強い魚種について地方TACも認めたこと、③漁業法の体系と並列させながら、ソフトランディングを重視したこと、④TACの配分決定は科学的根拠を基礎としつつも、過去3年間の漁獲実績を重視し、スムーズな導入を図ったこと、⑤漁獲量の早期把握のための情報処理体制整備を図るとともに、漁業者に漁獲実績報告義務を課したことである。

最後に、今後の問題点として、①韓国・中国漁船への早期適用、②資源管理主体（国・県）の一本化、③漁業法による規制の緩和、④減船・一斉更新との斉合性、⑤漁獲量の早期把握等に言及した。

第2報告で、黒沼氏は、「多くの先進諸国では200海里内の資源が国民所有であり、我が国では無主物であるという解釈の違いから来る法制上の決定的な違いはあるものの、我が国でも無主物資源を漁業という産業を通じて市場メカニズムへ組み入れていくプロセスを経て私財的資源管理は進められている。我が国での200海里排他的経済水域の設定やTAC制度の導入は、外部不経済を内部化する可能性に繋がり、現在は自主管理や行政との共同管理の模索時期である」という基本的視点に立ち①OECD諸国のTAC漁業管理の評価と②我が国のTAC制度の経済的課題と可能性に言及した。

そこで、漁業管理の方法を大きくTACのような産出力規制、免許・許可・漁具・漁法・馬力制限のような投入量規制と体長制限・操業期間・区域制限のような技術的規制に分け、その目標は持続的資源利用及び保全、さらに、持続的最大の利益の達成であるとした上で、OECD水産委員会のTAC管理研究を引用し、TACだけでの管理は①過剰漁獲競争、操業期間短縮、水揚げの変動問題等に直面し、②過剰投資や製造費用の増大に繋がり、③資源の乱獲防止に繋がらないことを説明した。

その結果、OECD加盟31カ国中20カ国でTACは実施されているが、そのほとんどがTAC制と多手法

の併用である。特にIQ（個別割当制）とITQ（譲渡可能個別割当制）との併用の長短を示し、アイスランドのニシン漁業や底魚漁業を例にIQとの併用が尤も効果的であり、ITQとの併用も資源管理に貢献することを指摘した。さらに、高度回遊性魚種やストラッドリングストックの管理や公海漁業についてはNTQ（譲渡可能国別割当）が多国間調整の経済政策オプションとして重要であることを指摘した。

最後に、我が国のTAC制は民間と行政による共同管理の方向にあるが、その管理主体の明確化が今後の課題であるとした。

第3報告で、片岡氏は、「TAC制度と漁業管理」を国際漁業再編の中で論じた。そこで東海・黄海における中国・韓国・日本漁業の歴史的展開を踏まえ、今後各国は国内的には自己完結型の再編指向が強くなる一方、国際的には水産物貿易、投資、外国人雇用による調整が一段と強まることを指摘した。他方、①日中・日韓漁業協定問題、②3ヶ国の漁業展開、③各国の漁業経営条件と経営課題、④3ヶ国の漁業協議の課題等に言及し、これからの相互入漁や共同資源管理の重要性を指摘した。さらに、その共同管理の成功への鍵として、①台湾・北朝鮮を含む5ヶ国の共同管理、②同一歩調での漁獲努力量の削減、③TAC対象魚の拡大と統一、④回遊性・広域分布資源の共同管理・適正配分の必要性を強調した。

第4報告で、東水大の多屋氏は、今回TACの対象となった沖合漁業が歴史と資源からどの様な規定を受けて展開し、その今日的課題とは何かをTAC対象魚の代表であるマアジ、マイワシ、サバ類の85%以上を漁獲している巻き網漁業に焦点を当てて説明し、①TAC制度による不合理漁獲の回遊と②業種別団体あるいは国家を管理主体とする可能性を強調した。

なお、東海・黄海における資源管理については、日・中・韓3ヶ国間の①領海設定問題、②労賃コスト格差による資源利用方式の違い、③資源評価の違い等のため国際TACの導入が難しいことから、資

源分割の大義にこだわらず、不都合漁獲削減に向けた国際的合意への努力の必要性を力説した。

2. 論議の焦点

第1 コメントイーター馬場氏の「減船補償に政府は責任があるのではないか」という問に足して、篠原氏は「北海道や三陸では減船補償を望む声もなく、TACを自主管理できる団体に与えることで問題は解決した。」と答えた。ここでは自主管理できる団体とは何かという問題や国や県レベルのTACによる資源配分は可能でも、当該団体内にはやはり「共有の悲劇」問題が温存する。これらの問題がどう取り扱われるかが自主管理の成否を決める。

第2 コメントイーターの佐久間氏は「①行政政府が設定した漁獲枠は妥当か、②EUでは漁獲枠を巡って漁業者はどのような行動をとったか、③EUにおける行政と漁業者団体との関係はどうか、④EUにおけるTAC導入の経緯はどうであったか」等を問うた。これに対し黒沼氏は「①社会的条件も加味されるので、漁獲枠の妥当性について即答することはむずかしい。②漁業者の行動は各国のルールによって異なるが、基本的には利潤の最大化と持続生産である。③93%の漁業者がTAC制度に参加しているオランダでは、漁獲報告義務や模範団体への補助等順調に進んでおり、行政と漁業者との関係は良好である。④TACの導入はトップダウンが殆どで、カナダ、ニュージーランド、ノルウェー等では共同管理体制を採っている。」と説明した。

第3 コメントイーターの妻氏の「東海・黄海における資源管理のコンセプトはこれまでどの国の業界にもなかったし、200海里やTACの設定で簡単に東海・黄海の漁業問題が解決するとは思われない。」というコメントに対しては、片岡氏は「資源的展望と経営的展望は別であり、日本の以西底曳網漁業の立ち直りは難しいとしながらも、相互入漁等による周年操業の可能性は高い。」と答えた。

第4 コメントイーター服部氏の「かんじんの不合理漁獲の概念規定や管理主体の内容が不明瞭であ

る。」というコメントに対して、多屋氏は「無主物に対する不合理漁獲は無駄な漁獲を意味する。過剰投資や過剰水揚げは無駄以外の何者でもない。IQの導入によって乱獲や過剰投資が減っている例がある。管理主体は国と業界あるいは地域共同体等に分けられる。国が管理主体となった場合臨機応変に対応できないが、この弊害は業界あるいは地域共同体では除かれる。したがって、沿岸漁業の管理主体として地域共同体がうまく機能している。しかしながら、沖合漁業では地域に根ざさない漁業者が対象であることから、業界団体が管理主体となることが考えられる。」と答えた。

続いてフロアから沢山の質問が出された。

①日本でTACが決定されたプロセスは？②ABC (Available Biological Catch) とTACとの関係は？③TAC制度と国連海洋法条約との斉合性は？④どの程度のTACを実施しようとしているのか？⑤TACの決め方はずさんすぎないか？⑥なぜ、激減していくマイワシがTACの対象魚となったのか？⑦TACの県別割当はどうして決まったか？⑧TAC用には属地統計が必要ではないか？⑨最終的に資源管理組織を幾つぐらい考えているのか？⑩許可の一本化が必要ではないか？⑪TAC制度によって国は人類共有の財産である資源の管理を個人に委託しようとしているのか？⑫TAC制度の導入を輸入問題と連動させなくてよいか？⑬中・韓国との漁業協定改訂の見通しはどうか？⑭TAC制度を柱とした資源管理型漁業をどう考えていったらよいか？⑮TACを導入するに当たって無主物＝国民所有の発想でいいのか？⑯EUでは市場メカニズムの中でのTACやIQの自立性はどうなっているのか？⑰複数魚種を対象としたTACの例は？⑱オランダのTAC制度管理費用は高すぎるのではないか？⑲TACとIQやITQの弊害事例は？⑳TACにすると小型魚も取られるのでは？㉑韓国の減船計画はどうなっているのか？㉒EEZの内容が各国でどう受けとめられているのか？㉓南シナ海での中国漁船の活動はどうなっているのか？㉔日本の中古漁船が中

国に売られ、中国の漁獲を伸ばしている現実をどうみるか？

このような質問に対して今回は十分論議がつけられたとは言いが、議論は沸騰し、新しいパラダイムが求められた。なお、本シンポジウムに先立って、一般報告の中に、3本の関連報告があった。それらは三重大佐久間氏の「沿岸域の鯨類資源管理における割当制度」、中央水研中西氏の「漁業管理の均等割に基づく合意形成一プール計算制を事例として」、農林水産省石塚氏の「漁業管理制度に関する日米欧比較研究一漁獲可能量制度の機能と法的課題」であり、タイムリーであった。

3. おわりに

第44回 漁業経済学会 大会報告

5月31日(土)～6月1日(日)の両日、東京水産大学において、第44回漁業経済学会が開催されました。両日とも多数の参加を得て、活発な討議がなされましたが、大会プログラムは以下のとおりです。

〈一般報告〉

1-1. 「鯨類捕獲に関する一考察」

鹿大大学院 藤島 法仁

1-2. 北海道渡島支庁におけるホタテガイ養殖業の個別配分量に関する考察

大阪管理(株) 本多 剛

1-3. 輸入サケ増大とサケ定置漁業の共同化 一北海道常呂漁業協同組合の事例より一 ES水産研究所 境 一郎

1-4. 漁家における女性就業一杓岐島勝本浦の事例 北大大学院 三木奈都子

1-5. 漁家における農業兼業の動向について 水産庁 玉置 泰司

1-6. 漁家意識的的確性向上を目的とした統計データの検証 農水省 井元 康裕

2-1. 「食品衛生検査制度における自主検査に関する

以上述べてきたように、本シンポジウムはテーマ設定の主旨を十分に反映したものとなり、その点では大成功であった。しかしながら、今回は学会が行政の説明を聞くという点を中心となっており、時代の先行指標を目指す学会企画としては甚だ情けない。これを機に、学会も行政も広く門戸を広げ、情報を交換し、学会と行政が二人三脚できるようになればと願ってやまない。漁業経済学界は水産行政に関心を持つ数少ない中立的組織であり、このメンバーの英知を結集することで危機に直面している日本の水産行政も学会も大いに発展する。

今や、現場を直視し、現場からの問題提起に系統的に答えられる学会、科学する行政・業界が求められている。

一考察」一輸入水産物を事例として一

鹿大大学院 富田 耕治

2-2. 大都市における水産物流通の実態と卸売業者の機能変化一大阪市中央卸売市場卸売業者B社を事例として一

三重大院 常 清秀

2-3. 漁協合併論の系譜

北大大学院 栗原 修

2-4. 大阪雑喉場問屋・商取引の一端一荷主に対する貸與金について一

大阪市本場市場協会 酒井 亮介

2-5. 韓国におけるマグロ産業構造の変化

釜慶大学 Kisoo Kim・Hyungchan Jung
・Youngsoo Jang

2-6. 中海・本庄工区干陸問題一中海の水産振興に関する調査をめぐって

島根大学 伊藤 康宏

◆◆◆ 昼休み・総会 ◆◆◆

13. 魚腸骨の有効利用システムの史的変化と展望 北海道大 古林 英一

14. 「流通再編期の沖縄と魚市場」—鮮魚流通における各種規制と県民生活—
沖縄大学 上田不二夫
15. ホタルイカの産地間競争と価格変動
福井県立大 加藤 辰夫
16. 真珠養殖大量へい死事件の政治と経済
東水大 水口 憲哉
17. 漁業管理の均等割りに基づく合意形成—プール計算制を事例として—
中央水研 中西 孝
18. 沿岸域の鯨類資源管理における割当制度
三重大学 佐久間美明
19. 漁業管理制度に関する日米欧比較研究—漁獲可能量制度の機能と法的課題—
農水省 石塚 浩一
20. FAO水産統計のFloppy Diskの使用方法について
国際漁業研究会 山本忠・真道重明



〈シンポジウム〉

テーマ：TAC制度と沖合漁業管理

1. TAC制度の成立と背景
水産庁 篠原 孝
2. 諸国のTAC管理；課題と可能性
中央水研 黒沼 吉弘
3. 東シナ海・黄海における200カイリ規制と漁業の再編動向
長崎大学 片岡千賀之
4. TAC制度と沖合漁業の管理の現代的意義
東水大 多屋 勝雄

※コメンター；馬場治（東水大）・佐久間美明（三重大学）・婁小波（鹿児島大学）・服部昭（八戸大学）

※司会；小野征一郎（東水大）・山尾政博（鹿児島大）

〈総会議事〉

議長に酒井亮介氏を選出し、浦城晋一代表理事の挨拶の後、下記の議事について審議した。

1. 1996年度事業報告
1996年度活動報告、会誌発行、短信発行
2. 1996年度会計決算報告、監査報告（資料1）
3. 1997年度事業計画案
会誌編集計画、短信編集計画方針等が審議、了承された。また、「分科・細目表」付表 キーワードに漁業経済学会として「資源管理」を追加する運動を水産学研連の関連学会に働きかけていくことも了承された。次回の第45回大会開催地については「明海大学」（浦安市）が決定したが、シンポジウムテーマ等については決定にいたりず、在京理事会に一任ということでも了承された。
4. 1996年度予算案（資料2）
原案どおり、了承された。
5. その他
会計年度（決算の時期）や会員名簿録にfax番号やe-mailを追記して欲しいとの提案がなされた。
6. 学会賞選考委員会報告
・学会賞：大塚秀雄「鰻養殖業の経済学」
・学会奨励賞：三木奈都子「女性就業の構造変化に関する研究」、田坂行男「水産物市場における外食産業及び末端流通構造に関する研究」
7. 新役員（1997.5～1999.5期）の選出（50音順、敬称略）
代表理事：小野征一郎
理事：○伊藤康宏、池田均、浦城晋一、○榎彰徳、大島譲二、大崎晃、大塚秀雄、小野征一郎、柿本典昭、加瀬和俊、○加藤辰夫、○片岡千賀之、○亀田和彦、倉田亨、○黒沼吉弘、○佐久間美明、○佐野雅昭、志村賢男、○島秀典、高山隆三、○田坂行男、○多屋勝雄、中居裕、○長谷川健二、○濱田英嗣、○服部昭、○馬場治、○古林英一、廣吉勝治、堀口健治、○増井好男、松田恵明、○三輪千年、○三木克弘、○宮澤晴彦、八木庸夫、○山尾政博、○婁小波、○若林良和（○は常任理事）

監事；赤井雄次、米田一二三

8. 新事務局体制

総務：馬場、編集：宮澤、会計：佐野、組織：三木、短信：馬場

9. 学会賞選考委員会委員の選出

97.5月任期切れの加瀬・鈴木旭・多屋・高山の各

氏に代わり、片岡・堀口・倉田・島の4氏が選出された(97.5~99.5月)。小野氏が代表理事に選出されたため次点の長谷川健二氏が補充された。ただし、任期は廣吉・小野両氏とも96.5~98.5月であるため、長谷川氏の任期は98.5月まで。

在京理事会報告

1. 学会誌編集計画及び短信発刊計画

昨年同様に、年3回を予定している。ピブリオ作業について、会員に対するアンケートを行い、協力を依頼したい。

2. 次期大会開催地・シンポテーマ

高山・山下会員に尽力いただき、浦安市の明海大学において開催する予定である。具体的な日程をなるべく早く決定し、会員に連絡したい。

シンポテーマは第1回在京理事会では決定できず、9月に臨時在京理事会を開催して再度論議することとなった。候補としては「沿岸漁業(経営)の存立形態」や「90年代における水産物消費の諸相」等が挙がっている。会員各位の積極的な提案もお願いしたいので、具体的なプランがあれば事務局までご連絡下さい。

事務局からのお知らせ

★1996年度新入会員の紹介

橋本重子(北海学園大)、福田徹也(近大院)、ガンジョンホ(東水大院)、金大永(長崎大院)、酒井純(龍谷大院)、安里和晃(龍谷大院)、家常高(中央水研)、北爪博彦(小樽水高)、立平進(長崎県立美術館)、江頭潤一(大分海洋水産研)、常清秀(三重大院)、篠原孝(農水省)、除本理史(一橋大院)

★1996年度退会者

島田正彦、山下正貴、山下豊治、吉田泰治、漁協学校、松浦勉、古満太

★物故者

楠本勝英、益田庄三

★寄贈図書について

・『星陵台論集』第29巻第1号、1996年6月、神戸商科大学大学院研究会
・『星陵台論集』第29巻第2号 1996年9月、神戸商科大学大学院研究会

・『星陵台論集』第29巻第3号 1997年1月、神戸商科大学大学院研究会

・『大阪府漁業史』、大阪府漁業史編さん協議会、平成9年3月

★日本農学賞候補論文の推薦について

平成10年度日本農学賞の候補論文(論文または著書)を募集しております。適当な候補がございましたら下記によりご推薦ください。なお、受賞した論文の著作権は日本農学会に帰属することとなります。

1, 推薦の締め切り 平成9年10月末日

2, 提出書類

①推薦書

②論文要旨(400字詰め10枚以内)

③文献等証拠書類

④候補者の略歴書(生年月日及び自宅の電話番号を必ず記載すること)

【1996年度決算報告(1996.4~1997.3)】

1. 収入の部

大科目	小科目	予 算	決 算	決算-予算
会 費	(小計)	1,650,000	1,319,000	-331,000
	一般会員		1,043,000	
	学生会員		76,000	
	賛助会員		200,000	
会誌売上	(小計)	400,000	255,000	-145,000
	事務シカ-扱		255,000	
	事務局扱		0	
寄 付 金		300,000	300,000	0
大会収入	(小計)	500,000	313,600	-186,400
	参加費		284,000	
	書籍売上		29,600	
刊行助成金		0	0	0
雑 収 入	(小計)	20,000	6,174	-13,826
	利息		1,174	
	その他		5,000	
当期収入合計		2,870,000	2,193,774	-676,226
前期繰越金		1,416,667	1,416,667	0
収 入 合 計		4,286,667	3,610,441	-676,226

2. 支出の部

大科目	小科目	予 算	決 算	予算-決算
会誌等印刷費	(小計)	2,000,000	1,646,995	353,005
	学会誌		1,583,118	
	短信		63,877	
通信発送費		250,000	213,290	36,710
事務局費		50,000	103,090	-53,090
会 議 費	(小計)	300,000	382,200	-82,200
	理事会		72,000	
	シカ- (会議)		24,800	
	シカ- (旅費)		253,000	
	編集委員会		32,400	
大会経費	(小計)	600,000	516,691	83,309
	教室使用料		50,100	
	要旨集印刷費		102,691	
	Travel 代		100,000	
	その他		263,900	
負 担 金		44,000	43,910	90
雑 費		10,000	0	10,000
50周年準備金		0	0	0
当期支出合計		3,254,000	2,906,176	347,824
繰 越 金		1,032,667	704,265	328,402
支 出 合 計		4,286,667	3,610,441	676,226

3. 財産目録(一般会計)

種 類	預 入 先	金 額
郵便貯金		44,138
普通預金	三菱(品川駅前)	559,282
振替貯金		40,020
現金	手持ち	60,825
合 計		704,265

4. 財産目録(特別会計)

種 類	金 額
定額貯金	300,000
	250,000
	100,000
	100,000
50周年大会	300,000
準備繰入金	
合 計	1,050,000

【1997年度予算(1997.4~1998.3)】

1. 収入の部

科目	1997年度	1996年度	増減
会費	1,650,000	1,650,000	0
会誌売上	350,000	400,000	-50,000
大会収入	200,000	500,000	-300,000
刊行助成金	0	0	0
寄付金	300,000	300,000	0
雑収入	10,000	20,000	-10,000
小計	2,510,000	2,870,000	-360,000
前期繰越金	704,265	1,416,667	-712,402
合計	3,214,265	4,286,667	-1,072,402

増減=予算額-前年度予算額

2. 支出の部

科目	1997年度	1996年度	増減
会誌等印刷費	1,800,000	2,000,000	-200,000
通信発送費	220,000	250,000	-30,000
事務局費	100,000	50,000	50,000
会議費	300,000	300,000	0
大会経費	200,000	600,000	-400,000
負担金	44,000	44,000	0
雑費	10,000	10,000	0
50周年大会	0	0	0
準備繰入金			
小計	2,674,000	3,254,000	-580,000
繰越金	540,265	1,032,667	-492,402
合計	3,214,265	4,286,667	-1,072,402

増減=予算額-前年度予算額

学会短信 No. 82

1997. 9. 25

学会事務局

〒108 東京都港区港南4-5-7

東京水産大学内

TEL : 03-5463-0566